

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：新潟市（市長部局、議会事務局、行政委員会等事務局） 令和8年8月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.0 %
全職員	77.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.5 %
本庁課長相当職	98.1 %
本庁課長補佐相当職	100.1 %
本庁係長相当職	98.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.6 %
31～35年	97.0 %
26～30年	97.9 %
21～25年	94.6 %
16～20年	90.2 %
11～15年	88.9 %
6～10年	93.7 %
1～5年	93.6 %

【説明欄】

- ・職員の人数は、週の勤務時間・勤務日数に応じて按分して計算している。
- ・基本報酬を月額又は1時間当たりの額で支給されるパートタイム会計年度任用職員は算出の対象に含んでいない。
- ・「任期の定めのない常勤職員」及び「全職員」の差異について、男性の扶養手当及び管理職手当の受給率が高いことにより、差異が大きくなっている。
- ・「全職員」の差異について、女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。（参考：会計年度任用職員の男女の給与の差異は112%）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：新潟市消防局

令和8年8月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.1 %
全職員	81.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	96.8 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	91.1 %
11～15年	98.8 %
6～10年	90.4 %
1～5年	99.8 %

【説明欄】

- ・職員の人数は、週の勤務時間・勤務日数に応じて按分して計算している。
- ・全職員の男女の給与の差異に関して、女性職員の大半が勤続15年以下であり、男性職員との勤続年数の違いにより女性の数値が低く算出されている。
- ・女性職員がいない、または女性職員が1名の項目については、特定の職員の給与が推測し得るため「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：新潟市教育委員会

令和8年8月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.7 %
全職員	88.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.5 %
本庁課長相当職	99.2 %
本庁課長補佐相当職	95.8 %
本庁係長相当職	99.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	109.5 %
31～35年	101.3 %
26～30年	101.2 %
21～25年	95.5 %
16～20年	94.8 %
11～15年	91.5 %
6～10年	96.0 %
1～5年	91.3 %

【説明欄】

- ・職員の人数は、週の勤務時間・勤務日数に応じて按分して計算している。
- ・基本報酬を日額又は1時間当たりの額で支給されるパートタイム会計年度任用職員は算出の対象に含んでいない。
- ・「任期の定めのない常勤職員」及び「全職員」の男女の給与の差異に関して、男性の扶養手当及び管理職手当の受給率が高いことにより、差異が大きくなっている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女の給与の差異に関して、特別な資格を必要としない職の女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。
- ・(参考)パートタイム会計年度任用職員の男性の割合は 11.9%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：新潟市（水道局）

令和8年8月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.5 %
全職員	80.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	97.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	81.9 %
31～35年	96.3 %
26～30年	90.8 %
21～25年	94.3 %
16～20年	— %
11～15年	95.3 %
6～10年	90.6 %
1～5年	99.7 %

【説明欄】

- ・職員の人数は、週の勤務時間・勤務日数に応じて按分して計算している。
- ・「全職員」に占める男女比はおおよそ9：1であり、役職別および勤続年数別の情報のうち、「一」と記載している欄については、女性職員がいなかったものである。
- ・「任期の定めのない常勤職員」及び「全職員」の男女の給与の差異に関して、男性の扶養手当及び管理職手当の受給率が高いことにより、差異が大きくなっている。
- ・「全職員」の男女の給与の差異に関して、相対的に女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：新潟市（新潟市民病院）

令和8年8月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	62.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	46.8 %
全職員	58.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	63.2 %
本庁課長相当職	80.4 %
本庁課長補佐相当職	63.7 %
本庁係長相当職	77.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.7 %
31～35年	89.9 %
26～30年	73.5 %
21～25年	58.6 %
16～20年	61.6 %
11～15年	68.8 %
6～10年	54.3 %
1～5年	55.6 %

【説明欄】

- ・職員の人数は、週の勤務時間・勤務日数に応じて按分して計算している。
- ・基本報酬を日額又は1時間当たりの額で支給されるパートタイム会計年度任用職員は算出の対象に含んでいない。
- ・病院は、医師職、看護職、医療技術職、事務職など多くの職種が混在し、職種ごとの給与水準、男女比率も異なる。男性の4割は医師職で比率が高く、男性の数値が高く算出される。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。